

新旧対照表

○国定公園・県立自然公園事業決定等の取扱要綱

新	旧
<p style="text-align: center;">国定公園・県立自然公園事業決定等の取扱要綱</p> <p>制定 平成24年8月1日 自第630号 改正 平成31年3月29日 自第2084号 <u>改正 令和6年 月 日 自第 号</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 自然公園法(昭和32年法律第161号。以下「法」という。)第9条第2項の規定による国定公園に関する公園事業の決定及び千葉県立自然公園条例(昭和35年条例第15号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定による千葉県立自然公園に関する公園事業の決定に関しては、法、自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)、自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)、条例及び千葉県立自然公園条例施行規則(昭和35年規則第15号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(公園事業の決定に関する事前指導に関する指針)</p> <p>第2条 公園事業の決定に関し相談を受けたときは、その内容が第5条各号に掲げる要件に照らし適切なものとなるよう知事が指導するものとする。</p> <p>2 公園事業の決定に際し、第6条の規定による諮問を要する場合には、自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号) <u>第10条第4項</u>又は千葉県立自然公園条例施行規則(昭和35年千葉県規則第15号) <u>第12条第4項</u>に規定する書類に準じた関係書類を作成するよう指導するものとする。</p> <p>(公園事業の決定 <u>手続依頼書</u>の様式等)</p> <p>第3条 公園事業の決定に関する <u>手続依頼書</u>は、別記様式によるものとする。</p> <p>2 前項の依頼書に添付する公園事業の決定調書は別添1「公園事業の決定調書作成要領」により作成するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">国定公園・県立自然公園事業決定等の取扱要綱<u>の制定について</u></p> <p><u>国定公園・県立自然公園事業決定等の取扱要綱</u></p> <p>制定 平成24年8月1日 自第630号 改正 平成31年3月29日 自第2084号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 自然公園法(昭和32年法律第161号。以下「法」という。)第9条第2項の規定による国定公園に関する公園事業の決定及び千葉県立自然公園条例(昭和35年条例第15号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定による千葉県立自然公園に関する公園事業の決定に関しては、法、自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)、自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)、条例及び千葉県立自然公園条例施行規則(昭和35年規則第15号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(公園事業の決定に関する事前指導に関する指針)</p> <p>第2条 公園事業の決定に関し相談を受けたときは、その内容が第5条各号に掲げる要件に照らし適切なものとなるよう知事が指導するものとする。</p> <p>2 公園事業の決定に際し、第6条の規定による諮問を要する場合には、自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号) <u>第10条第3項</u>又は千葉県立自然公園条例施行規則(昭和35年千葉県規則第15号) <u>第12条第3項</u>に規定する書類に準じた関係書類を作成するよう指導するものとする。</p> <p>(公園事業の決定 <u>手続き依頼書</u>の様式等)</p> <p>第3条 公園事業の決定に関する <u>手続き依頼書</u>は、別記様式によるものとする。</p> <p>2 前項の依頼書に添付する公園事業の決定調書は別添1「公園事業の決定調書作成要領」により作成するものとする。</p>

新	旧
<p>(書類の經由)</p> <p>第4条 公園事業の決定手続を依頼する者は、関係書類(添付書類を含む。)正副各1部を公園事業所在地の所轄土木事務所の長に提出する。所轄土木事務所の長は、正1部を添えて環境生活部長あて副申する。この場合において、公園事業所在地が二つの土木事務所の所轄する区域にまたがる事項については、その事項が主として関係する土地を所轄する土木事務所の長を経由するものとする。</p> <p>なお、県の自然保護課以外の機関が公園事業の決定の手続を依頼する場合は、関係書類1部を当該機関の所轄部長から環境生活部長に提出するものとする。</p>	<p>(書類の經由)</p> <p>第4条 公園事業の決定手続きを依頼する者は、関係書類(添付書類を含む。)正副各1部を公園事業所在地の所轄土木事務所の長に提出する。所轄土木事務所の長は、正1部を添えて環境生活部長あて副申する。この場合において、公園事業所在地が二つの土木事務所の所轄する区域にまたがる事項については、その事項が主として関係する土地を所轄する土木事務所の長を経由するものとする。</p> <p>なお、県の自然保護課以外の機関が公園事業の決定の手続きを依頼する場合は、関係書類1部を当該機関の所轄部長から環境生活部長に提出するものとする。</p>
<p>(公園事業の決定についての基準)</p> <p>第5条 公園事業の決定を行う場合は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 公園事業の内容が公園計画に適合していること。</p> <p>(2) 公園事業の内容が風致景観の保護上支障のないこと。</p> <p>(3) 公園事業の執行の見込みがあること。</p>	<p>(公園事業の決定についての基準)</p> <p>第5条 公園事業の決定を行う場合は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 公園事業の内容が公園計画に適合していること。</p> <p>(2) 公園事業の内容が風致景観の保護上支障のないこと。</p> <p>(3) 公園事業の執行の見込みがあること。</p>
<p>(諮問)</p> <p>第6条 知事は、公園事業の決定等に際し、次に掲げる事項について千葉県環境審議会に諮るものとする。</p> <p>(1) 集団施設地区の事業決定</p> <p>(2) 集団施設地区を相互に連絡する道路、公園の利用上重要と認められる道路の事業決定</p> <p>(3) 特別地域における事業決定</p> <p>(4) 普通地域における事業決定</p> <p>(5) 前各号に掲げる公園事業の廃止及び変更。ただし、変更にあつては風致景観に著しい支障があると認められるもの。</p> <p>2 前項第2号の公園の利用上重要と認められる道路は次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別保護地区又は第1種特別地域を通過する道路の新築及び増築</p> <p>(2) 第2種特別地域又は第3種特別地域における延長2km若しくは幅員10m以上となる道路の新築</p> <p>3 第1項第3号及び第4号は、別添2「特別地域における審議会に諮問する</p>	<p>(諮問)</p> <p>第6条 知事は、公園事業の決定等に際し、次に掲げる事項について千葉県環境審議会に諮るものとする。</p> <p>(1) 集団施設地区の事業決定</p> <p>(2) 集団施設地区を相互に連絡する道路、公園の利用上重要と認められる道路の事業決定</p> <p>(3) 特別地域における事業決定</p> <p>(4) 普通地域における事業決定</p> <p>(5) 前各号に掲げる公園事業の廃止及び変更。ただし、変更にあつては風致景観に著しい支障があると認められるもの。</p> <p>2 前項第2号の公園の利用上重要と認められる道路は次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別保護地区又は第1種特別地域を通過する道路の新築及び増築</p> <p>(2) 第2種特別地域又は第3種特別地域における延長2km若しくは幅員10m以上となる道路の新築</p> <p>3 第1項第3号及び第4号は、別添2「特別地域における審議会に諮問する</p>

新	旧
<p>公園事業」及び別添3「普通地域における審議会に諮問する公園事業」に定める事業とする。</p> <p><u>4 第1項第1号から第5号までに掲げる公園事業の決定等のうち、次の各号に掲げる事項に該当するものについては、審議会へ諮問することを要しない。ただし、当該公園事業の決定等に当たり国定公園又は千葉県立自然公園の保護又は利用上、審議会への諮問が必要と認められる場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号から第4号までに掲げる公園事業の決定のうち、当該決定の際、現に国定公園又は千葉県立自然公園の保護又は利用のために実施されている事業を公園事業として決定するものであつて、当該事業に係る施設の位置及び規模等を当該公園事業の位置及び規模等として決定するもの</u></p> <p><u>(2) 第1項第5号に掲げる公園事業の廃止</u></p> <p><u>(3) 第1項第5号に掲げる公園事業の変更のうち、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 当該変更の際、現に国定公園又は千葉県立自然公園の保護又は利用のために実施されている事業を既存の公園事業の一部として追加する変更であつて、当該事業に係る施設の位置及び規模等を当該公園事業の位置及び規模等として追加する変更</u></p> <p><u>イ 既存の公園事業に係る施設の位置又は規模等の現状に合わせて、当該公園事業の位置又は規模等を変更するもの</u></p> <p><u>ウ 公園事業の管理の観点から、既存の公園事業の統合、分割又は重複部分の削除を行うもの</u></p> <p><u>エ 公園事業の名称の変更</u></p> <p>(意見聴取)</p> <p>第7条 前条の諮問を行う場合は、その内容について、当該公園事業施行地の市町村長の意見を聴くものとする。</p> <p>(決定すべき公園事業の位置及び規模)</p> <p>第8条 決定すべき公園事業の位置及び規模は、別添4「決定すべき公園事業の位置及び規模」に定めるところにより決定するものとする。</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第9条 公園事業の決定に<u>当たって</u>は、別添5「公園事業の決定書等作成要領」</p>	<p>公園事業」及び別添3「普通地域における審議会に諮問する公園事業」に定める事業とする。</p> <p>(意見聴取)</p> <p>第7条 前条の諮問を行う場合は、その内容について、当該公園事業施行地の市町村長の意見を聴くものとする。</p> <p>(決定すべき公園事業の位置及び規模)</p> <p>第8条 決定すべき公園事業の位置及び規模は、別添4「決定すべき公園事業の位置及び規模」に定めるところにより決定するものとする。</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第9条 公園事業の決定に<u>あたって</u>は、別添5「公園事業の決定書等作成要領」</p>

新	旧
<p>に定めるところにより、決定書（添付図面を含む）を作成するものとする。</p> <p>（県報登載等）</p> <p>第10条 知事は、法第9条第4項及び条例第8条第3項の規定により公園事業を決定したときは、県報で告示するものとする。</p> <p>2 県報に登載すべき事項は、公園事業の名称、種類及び位置とする。</p> <p>3 公園事業の決定に関する関係図書は、事業決定書及び添付図面とし、自然保護課において供覧するものとする。</p> <p>（公園事業決定事項の廃止又は変更）</p> <p>第11条 知事は、法第9条第5項及び条例第8条第4項の規定により公園事業の決定事項の廃止又は変更が必要と認められるときは、決定の場合に準じて廃止又は変更を行うものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第12条 この要綱に定めのない事項等については、<u>国立公園事業の決定等取扱要領（令和4年4月1日付け環自国第22040110号環境省自然環境局長通知）</u>に準じて取り扱うものとする。</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この取扱要綱は、平成24年8月1日から施行する。</p> <p>附則（平成31年3月29日 自第2084号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この取扱要綱は、平成31年7月1日から施行する。</p> <p>2 この取扱要綱の施行の日前にされたこれらの規定による事業決定の手続きについては、なお従前の例による。</p> <p><u>附則（令和6年 月 日）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この取扱要綱は、令和6年 月 日から施行する。</u></p> <p><u>2 この取扱要綱の施行の日前にされたこれらの規定による事業決定の手続きについては、なお従前の例による。</u></p>	<p>に定めるところにより、決定書（添付図面を含む）を作成するものとする。</p> <p>（県報登載等）</p> <p>第10条 知事は、法第9条第4項及び条例第8条第3項の規定により公園事業を決定したときは、県報で告示するものとする。</p> <p>2 県報に登載すべき事項は、公園事業の名称、種類及び位置とする。</p> <p>3 公園事業の決定に関する関係図書は、事業決定書及び添付図面とし、自然保護課において供覧するものとする。</p> <p>（公園事業決定事項の廃止又は変更）</p> <p>第11条 知事は、法第9条第5項及び条例第8条第4項の規定により公園事業の決定事項の廃止又は変更が必要と認められるときは、決定の場合に準じて廃止又は変更を行うものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第12条 この要綱に定めのない事項等については、<u>国立公園事業の決定等の取扱細目（平成3年7月5日付け環自計第127号・環自国第384号環境庁自然保護局長通知、改正平成22年4月1日付け環自国発第100401004号環境省自然環境局長通知）</u>に準じて取り扱うものとする。</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この取扱要綱は、平成24年8月1日から施行する。</p> <p>附則（平成31年3月29日 自第2084号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この取扱要綱は、平成31年7月1日から施行する。</p> <p>2 この取扱要綱の施行の日前にされたこれらの規定による事業決定の手続きについては、なお従前の例による。</p>

(改正案)

別記様式

公園事業決定（変更・廃止）に関する手続依頼書

自然公園法第9条第2項（千葉県立自然公園条例第8条第1項）の規定により下記のとおり、公園事業の決定（変更・廃止）の手続を依頼します。

年 月 日

千葉県知事

様

依頼者の氏名及び住所
〔 法人にあつては、名称、所在地及び
代表者の氏名 〕

公園名	
公園計画告示年月日及び番号	年 月 日 告示第 号
計画施設名	
公園事業の告示年月日及び番号	変更・廃止する場合に記入
公園事業の名称	
公園事業の位置	
公園事業の規模	
備考	

(現行)

別記様式

公園事業決定（変更・廃止）に関する手続き依頼書

自然公園法第9条第2項（千葉県立自然公園条例第8条第1項）の規定により下記のとおり、公園事業の決定（変更・廃止）の手続きを依頼します。

年 月 日

千葉県知事

様

依頼者の氏名 (押印又は署名) 及び住所
〔 法人にあつては、名称、所在地及び
代表者の氏名 (押印又は署名) 〕

公園名	
公園計画告示年月日及び番号	年 月 日 告示第 号
計画施設名	
公園事業の告示年月日及び番号	変更・廃止する場合に記入
公園事業の名称	
公園事業の位置	
公園事業の規模	
備考	

(改正案)

(注)

1. 添付書類

- (1) 公園事業の決定調書
- (2) 公園事業の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 の図面（路線図、区域図又は位置図）
- (3) 変更若しくは廃止の場合には、その理由を明らかにした書類

2. その他

- (1) 「計画施設名」欄には、集団施設地区の場合、「集団施設地区」と記載し、単独施設の場合は、公園計画書に記載の名称を記載する。
- (2) 「公園事業の名称」欄には、道路等にあつては施設計画の名称、園地等の単独施設等にあつては公園計画記載の地名通称とする。ただし、集団施設地区にあつては、各集団施設地区の名称とする。
- (3) 「公園事業の位置」欄の記載は、公園計画書の記載と同一とする。ただし、集団施設地区にあつては、当該集団施設地区に係る地名通称又は起終点とする。
- (4) 「公園事業の規模」欄については、決定すべき公園事業の規模を記載すること。
- (5) 「備考」欄には、変更・廃止する理由等特記すべき事項を記載すること。

(現行)

(注)

1. 添付書類

- (1) 公園事業の決定調書
- (2) 公園事業の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 の図面（路線図、区域図又は位置図）
- (3) 変更若しくは廃止の場合には、その理由を明らかにした書類

2. その他

- (1) 「計画施設名」欄には、集団施設地区の場合、「集団施設地区」と記載し、単独施設の場合は、公園計画書に記載の名称を記載する。
- (2) 「公園事業の名称」欄には、道路等にあつては施設計画の名称、園地等の単独施設等にあつては公園計画記載の地名通称とする。ただし、集団施設地区にあつては、各集団施設地区の名称とする。
- (3) 「公園事業の位置」欄の記載は、公園計画書の記載と同一とする。ただし、集団施設地区にあつては、当該集団施設地区に係る地名通称又は起終点とする。
- (4) 「公園事業の規模」欄については、決定すべき公園事業の規模を記載すること。
- (5) 「備考」欄には、変更・廃止する理由等特記すべき事項を記載すること。

(別添 1)

公園事業の決定調書作成要領

公園事業の決定調書は、公園事業ごとに作成する。記載すべき項目は、次のとおりとする。

ただし、大規模な施設の整備等により風致景観上の支障が懸念される案件については、事前に十分な時間的余裕をもって環境影響評価調査を実施し、公園事業の決定の適否を判断するとともに自然環境保全のための対策を十分に講じることとする。

1 公園事業の位置及びその周辺地域の現況

(1) 位置

公園事業の位置及び当該公園内の地理的位置関係。
(併せて事業地の現況天然色写真を添付すること)

(2) 公園計画の現況

施設計画及び規制計画の内容。
(併せて公園計画図(彩色図)を添付すること)

(3) 自然環境の現況

- ・事業地の地形、植生、主要な野生動植物の生息、生育現況等。
- ・その他、必要に応じて特異な自然現象、水質等の環境保全上特記すべきもの。

(4) 土地所有者

事業地の土地所有者。

(5) 権利制限関係等

事業地に係る保安林、鳥獣保護区、文化財、砂防区域、総合保養地域整備法に基づく特定施設等の指定状況。(必要に応じて図面を添付)

(6) 公園の保護又は利用の実態

保護施設

- ・当該事業の保護上の位置づけ。
- ・事業地の利用者数及び主な利用形態。
- ・当該市町村一帯の利用者数及び主な利用形態。
- ・事業地の保護対象及び保護の状況。

利用施設

- ・当該事業の利用上の位置づけ。
- ・事業地の利用者数及び主な利用形態。
- ・当該市町村一帯の利用者数及び主な利用形態。

2 整備すべき施設の内容

(1) 整備計画

- ・整備予定施設の基本計画図。(整備計画の概略が容易にわかるもの)
- ・事業主体別の既存施設の種類及び規模、整備予定施設の種類及び規模。(様式は次の表のとおり)

(別添 1)

公園事業の決定調書作成要領

公園事業の決定調書は、公園事業ごとに作成する。記載すべき項目は、次のとおりとする。

ただし、大規模な施設の整備等により風致景観上の支障が懸念される案件については、事前に十分な時間的余裕をもって環境影響評価調査を実施し、公園事業の決定の適否を判断するとともに自然環境保全のための対策を十分に講じることとする。

1 公園事業の位置及びその周辺地域の現況

(1) 位置

公園事業の位置及び当該公園内の地理的位置関係。
(併せて事業地の現況天然色写真を添付すること)

(2) 公園計画の現況

施設計画及び規制計画の内容。
(併せて公園計画図(彩色図)を添付すること)

(3) 自然環境の現況

- ・事業地の地形、植生、主要な野生動植物の生息、生育現況等。
- ・その他、必要に応じて特異な自然現象、水質等の環境保全上特記すべきもの。

(4) 土地所有者

事業地の土地所有者。

(5) 権利制限関係等

事業地に係る保安林、鳥獣保護区、文化財、砂防区域、総合保養地域整備法に基づく特定施設等の指定状況。(必要に応じて図面を添付)

(6) 公園の保護又は利用の実態

保護施設

- ・当該事業の保護上の位置づけ。
- ・事業地の利用者数及び主な利用形態。
- ・当該市町村一帯の利用者数及び主な利用形態。
- ・事業地の保護対象及び保護の状況。

利用施設

- ・当該事業の利用上の位置づけ。
- ・事業地の利用者数及び主な利用形態。
- ・当該市町村一帯の利用者数及び主な利用形態。

2 整備すべき施設の内容

(1) 整備計画

- ・整備予定施設の基本計画図。(整備計画の概略が容易にわかるもの)
- ・事業主体別の既存施設の種類及び規模、整備予定施設の種類及び規模。(様式は次の表のとおり)

(改正案)

事業主体	現 行		変 更 後	
	公園施設の 種 類	規 模	公園施設の 種 類	規 模
1. ○○○(株)	ホテル 駐車場 敷地	建築面積 3 千m ² 収容力 1 千人 高さ 10m 1 ha 2 ha	変更なし	変更なし
2. ○○○(株)	ホテル 駐車場 敷地	建築面積 2 千m ² 収容力 1 千人 高さ 10m 1 ha 2 ha	ホテル 駐車場 敷地	建築面積 4 千m ² 収容力 2 千人 高さ 15m 2 ha 3 ha
計	区域面積 最大宿泊者数	4 ha 2 千人 (事業決定すべき施設の規模の合計を記載する。)	区域面積 最大宿泊者数	5 ha 3 千人

(現行)

事業主体	現 行		変 更 後	
	公園施設の 種 類	規 模	公園施設の 種 類	規 模
1. ○○○(株)	ホテル 駐車場 敷地	建築面積 3 千m ² 収容力 1 千人 高さ 10m 1 ha 2 ha	変更なし	変更なし
2. ○○○(株)	ホテル 駐車場 敷地	建築面積 2 千m ² 収容力 1 千人 高さ 10m 1 ha 2 ha	ホテル 駐車場 敷地	建築面積 4 千m ² 収容力 2 千人 高さ 15m 2 ha 3 ha
計	区域面積 最大宿泊者数	4 ha 2 千人 (事業決定すべき施設の規模の合計を記載する。)	区域面積 最大宿泊者数	5 ha 3 千人

(2) 事業費

公園事業執行のために必要な事業費とその内訳。

公園事業者名	平成 年度	平成 年度	平成 年度	総 額
1. ○○○(株)	○○費 円	○○費 円 ○○費 円	未定	
合 計 金 額	円	円		円
2. ○○○(株)	○○費 円 ○○費 円 ○○費 円			
合 計 金 額	円			円
総 額	円	円		円

(2) 保護又は利用上の必要性及び効果

公園事業執行の必要性及び期待される公園保護又は利用上の効果。

- 3 環境影響予測及び自然環境保全のための対策
施設整備が自然環境等に与える影響の予測及びその影響を軽減させるための措置。

(3) 保護又は利用上の必要性及び効果

公園事業執行の必要性及び期待される公園保護又は利用上の効果。

- 3 環境影響予測及び自然環境保全のための対策
施設整備が自然環境等に与える影響の予測及びその影響を軽減させるための措置。

(改正案)

〇〇国定（県立自然）公園事業決定調書

(事業名称：〇〇〇〇)

1. 公園事業地の位置及びその周辺地域の現況

項目	内容	備考
(1)位置		
(2)公園計画の現況		
(3)自然環境の現況		
(4)土地所有者		
(5)権利制限関係等		
(6)公園の保護又は利用の実態		

2. 整備すべき施設の内容

項目	内容	備考
(1)整備計画		
(2)保護又は利用上の必要性及び効果		

3. 環境影響予測及び自然環境保全のための対策

項目	内容	備考

(現行)

〇〇国定（県立自然）公園事業決定調書

(事業名称：〇〇〇〇)

1. 公園事業地の位置及びその周辺地域の現況

項目	内容	備考
(1)位置		
(2)公園計画の現況		
(3)自然環境の現況		
(4)土地所有者		
(5)権利制限関係等		
(6)公園の保護又は利用の実態		

2. 整備すべき施設の内容

項目	内容	備考
(1)整備計画		
(2)事業費		
(3)保護又は利用上の必要性及び効果		

3. 環境影響予測及び自然環境保全のための対策

項目	内容	備考

(改正案)

(別添2)

特別地域における審議会に諮問する公園事業

- 第1 建築物の新築
 - 1 建築物の高さが13メートルを超えるもの
 - 2 建築面積が500平方メートルを超えるもの
- 第2 既存建築物の増築
 - 1 増築後の建築物の高さが既存建築物の高さを超えかつ13mを超えるもの
 - 2 増築後の建築面積が既存建築面積を超えかつ500平方メートルを超えるもの
- 第3 水面の埋立て等
特別保護地区、第1種特別地域又はこれら地先海水面におけるもの
- 第4 土地の形状変更
施行面積が1ヘクタールを超えるもの

(現行)

(別添2)

特別地域における審議会に諮問する公園事業

- 第1 建築物の新築
 - 1 建築物の高さが13メートルをこえるもの
 - 2 建築面積が500平方メートルをこえるもの
- 第2 既存建築物の増築
 - 1 増築後の建築物の高さが既存建築物の高さをこえかつ13mをこえるもの。
 - 2 増築後の建築面積が既存建築面積をこえかつ500平方メートルをこえるもの
- 第3 水面の埋立て等
特別保護地区、第1種特別地域又はこれら地先海水面におけるもの
- 第4 土地の形状変更
施行面積が1ヘクタールをこえるもの

(改正案)

(別添3)

普通地域における審議会に諮問する公園事業

第1 建築物の新築

建築物の高さが次の表に掲げる数値を超えるもの。または、建築面積が1,000平方メートルを超えるもの。

公園名	地域区分	特別地域の風致維持地域	風景保護地域
水郷筑波国定公園		—	20 m
南房総国定公園		16 m	—
県立大利根自然公園		—	20 m 風致地区と重複する区域は10 m
県立富山自然公園		20 m	—
県立嶺岡山系自然公園		—	20 m
県立養老溪谷奥清澄自然公園		20 m	—
県立高岩山自然公園		20 m	—
県立九十九里自然公園		16 m	飛び地（銚子市三崎町、旭市上永井、成東城址、八鶴湖、雄蛇が池、小食土及び洞庭湖をいう。）は20 m 風致地区と重複する区域は10 m
県立印旛手賀自然公園		20 m	—
県立笠森鶴舞自然公園		20 m	—

- (注) 1 特別地域の風致維持地域とは、特別地域に隣接した区域で特別地域と一体となり景観維持を図る地域等をいう。
 2 風景保護地域とは、特別地域に隣接せず、当該普通地域の風景を守る地域をいう。
 3 既に集落を形成している地域にあっては、5メートル（海岸植生地域にあっては4メートル）を加算することができる。
 4 建築物の高さは最低地盤高から建築物本体までの高さ（軒高）とし、本体の上に設置する水道タンク、エレベーターホール施設等は含めない。

第2 土地の形状変更

施行面積が1ヘクタールを超えるもの。

(現行)

(別添3)

普通地域における審議会に諮問する公園事業

第1 建築物の新築

建築物の高さが次の表に掲げる数値をこえるもの。または、建築面積が1,000平方メートルをこえるもの。

公園名	地域区分	特別地域の風致維持地域	風景保護地域
水郷筑波国定公園		—	20 m
南房総国定公園		16 m	—
県立大利根自然公園		—	20 m 風致地区と重複する区域は10 m
県立富山自然公園		20 m	—
県立嶺岡山系自然公園		—	20 m
県立養老溪谷奥清澄自然公園		20 m	—
県立高岩山自然公園		20 m	—
県立九十九里自然公園		16 m	飛び地（銚子市三崎町、旭市上永井、成東城址、八鶴湖、雄蛇が池、小食土及び洞庭湖をいう。）は20 m 風致地区と重複する区域は10 m
県立印旛手賀自然公園		20 m	—
県立笠森鶴舞自然公園		20 m	—

- (注) 1 特別地域の風致維持地域とは、特別地域に隣接した区域で特別地域と一体となり景観維持を図る地域等をいう。
 2 風景保護地域とは、特別地域に隣接せず、当該普通地域の風景を守る地域をいう。
 3 既に集落を形成している地域にあっては、5メートル（海岸植生地域にあっては4メートル）を加算することができる。
 4 建築物の高さは最低地盤高から建築物本体までの高さ（軒高）とし、本体の上に設置する水道タンク、エレベーターホール施設等は含めない。

第2 土地の形状変更

施行面積が1ヘクタールをこえるもの。

決定すべき公園事業の位置及び規模

決定すべき公園事業の位置及び規模は、公園事業の種類ごとに、次表のとおりとする。また、公園事業の位置決定に際しては、縮尺1/25,000の図面(路線図、区域図又は位置図)を添付するものとする。

なお、公園事業の位置及び規模は、公園の利用動向、利用上の必要性、風致景観上の支障の程度等を考慮して適正なものとするとともに、決定に当たっては下記の事項に留意することとする。

記

1. 公園事業の位置について

公園事業の位置については、原則として事業執行が見込まれる路線、区域又は位置について決定することとする。ただし、各公園施設が近接して不連続に分布する場合は、介在する事業執行が当面見込まれていない路線又は区域を含めて公園事業の位置とみなすことができるものとする。

2. 取付け道路について

各施設への取付け道路は、施設の規模として算入することを省略することができるものとする。

3. 路線について

- (1) 計画路線の一部について決定する場合は、利用上のまとまりを考慮して決定する路線を定める。
- (2) 路線距離は、実延長距離とする。
- (3) 路線距離は枝線距離を含めて決定する。
- (4) 各々の路線距離が0.5 km未満の枝線に係る起終点の決定及び路線図上の路線表示は省略することができる。

また、複数の枝線を有する道路については、中心的な路線をもって起終点の決定及び路線図上の路線表示を行う。

4. 区域について

- (1) 園路等の線の施設の敷地については、区域面積に算入することを省略できる。
- (2) 園路等の線の施設が高密度で整備される地区については、当該公園施設敷間に介在する当該公園施設敷以外の土地も含めて、区域とみなすことができる。
- (3) 水泳場、舟遊場、係留施設等に係る水域の区域面積は、施設の占用許可面積等を基に算定する。水泳場及び舟遊場に係る利用水面の範囲は含まず、施設の占用許可面積等のみとする。
- (4) 給水施設又は排水処理施設の区域面積は、給水又は排水処理対象区域面積を基に算定する。

5. 最大宿泊者数について

最大宿泊者数は次に掲げる指標を参考に、公園利用の快適性の確保及び環境保全上の制約の観点から定めることとする。当該地域の公園利用上の特性や自然環境の状況を踏まえたその他の指標を参考に定めることも可とする。

- (1) 和室の場合、寝室たる客室について畳2帖につき1人、洋室の場合、ダブルベッドは2人、ツインベッドは2人、シングルベッドは1人を目安として計算する。ただし、山小屋及びコテージについては、寝室たる客室について畳1帖につき1人を目安とする。

また、テントサイトの場合は30㎡につき1人を目安として計算する。ただし、山岳地等においてはこの限りではない。

- (2) 宿泊利用者数に対する上水の供給能力及び下水の処理能力、公園施設数の限界等、環境保全上の制約条件等がある場合は、それらを考慮して最大宿泊者数を定める。

6. 付帯施設の包括について

各施設は、自然公園法施行令第1条及び千葉県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設であって、当該施設に付帯し、かつ機能的に密接な関係にある他の施設であるところの付帯施設(以下「付帯施設」という。)を包括した公園事業として、決定することができるものとする。

なお、最大宿泊者数、区域面積を定めることとしていない事業において、野営場事業を付帯施設とする場合には、原則として別途最大宿泊者数、区域面積を定めることとする(当該事業に含めることができる付帯施設の一覧及び留意事項については国定公園事業執行認可等取扱要綱(平成12年3月30日自第655号)別表2を参照。)

ただし、宿舎を他の施設に包括することはできないものとする。

決定すべき公園事業の位置及び規模

決定すべき公園事業の位置及び規模は、公園事業の種類ごとに、次表のとおりとする。また、公園事業の位置決定に際しては、縮尺1/25,000の図面(路線図、区域図又は位置図)を添付するものとする。

なお、公園事業の位置及び規模は、公園の利用動向、利用上の必要性、風致景観上の支障の程度等を考慮して適正なものとするとともに、決定に当たっては下記の事項に留意することとする。

記

1. 付帯施設の包括について

各施設は、自然公園法施行令第1条及び千葉県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設であって、当該施設に付帯し、かつ機能的に密接な関係にある他の施設であるところの付帯施設を包括した公園事業として、決定することができるものとする。

ただし、宿舎を他の施設に包括することはできないものとする。

2. 公園事業の位置について

公園事業の位置については、原則として事業執行が見込まれる路線、区域又は位置について決定することとする。ただし、各公園施設が近接して不連続に分布する場合は、介在する事業執行が当面見込まれていない路線又は区域を含めて公園事業の位置とみなすことができるものとする。

3. 取付け道路について

各施設への取付け道路は、施設の規模として算入することを省略することができるものとする。

4. 路線について

- (1) 計画路線の一部について決定する場合は、利用上のまとまりを考慮して決定する路線を定める。
- (2) 路線距離は、実延長距離とする。
- (3) 路線距離は枝線距離を含めて決定する。
- (4) 各々の路線距離が0.5 km未満の枝線に係る起終点の決定及び路線図上の路線表示は省略することができる。

また、集団施設地区内の道路等の複数の枝線を有する道路については、中心的な路線をもって起終点の決定及び路線図上の路線表示を行う。

5. 区域について

- (1) 園路等の線の施設の敷地については、区域面積に算入することを省略できる。
- (2) 園路等の線の施設が高密度で整備される地区については、当該公園施設敷間に介在する当該公園施設敷以外の土地も含めて、区域とみなすことができる。
- (3) 水泳場、舟遊場、係留施設等に係る水域の区域面積は、施設の占用許可面積等を基に算定する。
- (4) 給水施設又は排水処理施設の区域面積は、給水又は排水処理対象区域面積を基に算定する。

6. 最大宿泊者数について

- (1) 当該地域において、上下水道の能力、公園施設数の限界等の環境保全上の制約条件等がある場合は、それらを考慮して最大宿泊者数を定める。

- (2) 最大宿泊者数は、和室の場合、寝室たる客室について畳2帖につき1人、洋室の場合、ダブルベッドは2人、ツインベッドは2人、シングルベッドは1人を目安として計算する。ただし、山小屋及びコテージについては、寝室たる客室について畳1帖につき1人を目安とする。また、テントサイトの場合は30㎡につき1人を目安として計算する。

(改正案)

決定すべき公園事業の位置及び規模一覧表

公園事業の種類	公園事業の位置 (添付図面)	公園事業の規模 (単位)
道路 (車道)	路線 (路線図)	路線距離 (km) ・ 有効幅員 (m)
道路 (自転車道)	路線 (路線図)	路線距離 (km)
道路 (歩道)	路線 (路線図)	路線距離 (km)
橋	路線 (路線図)	路線距離 (km)
広場	区域 (区域図)	区域面積 (ha) <u>(野営場を付帯する場合 最大宿泊者数 (人/日))</u>
園地	区域 (区域図)	区域面積 (ha) <u>(野営場を付帯する場合 最大宿泊者数 (人/日))</u>
宿舎	区域 (区域図)	区域面積 (ha) ・ 最大宿泊者数 (人/日)
避難小屋	位置 (位置図)	箇所数 (箇所) <u>(野営場を付帯する場合 最大宿泊者数 (人/日) ・ 区域面積 (㎡))</u>
休憩所	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
展望施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
案内所	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
野営場	区域 (区域図)	区域面積 (ha) ・ 最大宿泊者数 (人/日)
運動場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
水泳場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
舟遊場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
スキー場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
スケート場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
乗馬施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
車庫	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
駐車場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
給油施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
昇降機	位置 (位置図)	箇所数 (箇所)
自動車運送施設	路線 (路線図)	路線距離 (km)
自動車運送施設 (専用自動車道の場合)	路線 (路線図)	路線距離 (km) ・ 有効幅員 (m)
自動車運送施設 (単独施設的なものみの場合)	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
船舶運送施設		
水上飛行機	路線 (路線図)	路線距離 (km)
鉄道運送施設	路線 (路線図)	路線距離 (km) ・ 最大輸送量 (人/時)
索道運送施設	路線 (路線図)	路線距離 (km) ・ 最大輸送量 (人/時)
一般自動車道	路線 (路線図)	区間距離 (km) ・ 幅員 (m)
係留施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
給水施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha) ・ 給水量 (m ³ /日)
排水施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha) ・ 排水処理量 (m ³ /日)
医療救急施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
公衆浴場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
公衆便所	位置 (位置図)	箇所数 (箇所)
汚物処理施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)

(現行)

決定すべき公園事業の位置及び規模一覧表

公園事業の種類	公園事業の位置 (添付図面)	公園事業の規模 (単位)
道路 (車道)	路線 (路線図)	路線距離 (km) ・ 有効幅員 (m)
道路 (自転車道)	路線 (路線図)	路線距離 (km)
道路 (歩道)	路線 (路線図)	路線距離 (km)
橋	路線 (路線図)	路線距離 (km)
広場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
園地	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
宿舎	区域 (区域図)	区域面積 (ha) ・ 最大宿泊者数 (人/日)
避難小屋	位置 (位置図)	箇所数 (箇所)
休憩所	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
展望施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
案内所	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
野営場	区域 (区域図)	区域面積 (ha) ・ 最大宿泊者数 (人/日)
運動場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
水泳場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
舟遊場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
スキー場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
スケート場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
乗馬施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
車庫	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
駐車場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
給油施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
昇降機	位置 (位置図)	箇所数 (箇所)
自動車運送施設	路線 (路線図)	路線距離 (km)
自動車運送施設 (専用自動車道の場合)	路線 (路線図)	路線距離 (km) ・ 有効幅員 (m)
自動車運送施設 (単独施設的なものみの場合)	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
船舶運送施設		
水上飛行機	路線 (路線図)	路線距離 (km)
鉄道運送施設	路線 (路線図)	路線距離 (km) ・ 最大輸送量 (人/時)
索道運送施設	路線 (路線図)	路線距離 (km) ・ 最大輸送量 (人/時)
一般自動車道	路線 (路線図)	区間距離 (km) ・ 幅員 (m)
係留施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
給水施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha) ・ 給水量 (m ³ /日)
排水施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha) ・ 排水処理量 (m ³ /日)
医療救急施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
公衆浴場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
公衆便所	位置 (位置図)	箇所数 (箇所)
汚物処理施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)

(改正案)

博物館	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
植物園	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
動物園	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
水族館	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
博物展示施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
野外劇場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
植生復元施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
動物繁殖施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
砂防施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
防火施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
自然再生施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)

(現行)

博物館	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
植物園	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
動物園	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
水族館	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
博物展示施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
野外劇場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
植生復元施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
動物繁殖施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
砂防施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
防火施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
自然再生施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)

(改正案)

(別添 5)

公園事業の決定書等作成要領

公園事業の決定書、廃止書及び変更書は、本要領の定めるところにより作成することとする。

- 1 公園事業の決定書（添付図面を含む。）は、様式 1 によることとする。
- 2 公園事業の廃止書（添付図面を含む。）は、様式 2 によることとする。
- 3 公園事業の変更書（添付図面を含む。）は、様式 3 及び様式 3—2 によることとする。

(現行)

(別添 5)

公園事業の決定書等作成要領

公園事業の決定書、廃止書及び変更書は、本要領の定めるところにより作成することとする。

- 1 公園事業の決定書（添付図面を含む。）は、様式 1 によることとする。
- 2 公園事業の廃止書（添付図面を含む。）は、様式 2 によることとする。
- 3 公園事業の変更書（添付図面を含む。）は、様式 3 及び様式 3—2 によることとする。

(改正案)

様式1

〇〇〇〇 国定公園 (県立自然公園)		千葉県告示第	号
事業決定書		年	月 日
事業決定事項	国定公園 (県立自然公園)事業の 名称及び種類	[〇〇]	
	国定公園 (県立自然公園) 事業の位置		
	国定公園 (県立自然公園) 事業の規模		
	添付図面		

参 考 計 画	公 園 施 設 計 画	告示第	号
	計 画 規 制 計 画	年 月 日	年 月 日
事 項	公 園 事 業 者 (予 定)		
	工 種		
	備 考		

(現行)

様式1

〇〇〇〇 国定公園 (県立自然公園)		千葉県告示第	号
事業決定書		年	月 日
事業決定事項	国定公園 (県立自然公園)事業の 名称及び種類	[〇〇]	
	国定公園 (県立自然公園) 事業の位置		
	国定公園 (県立自然公園) 事業の規模		
	添付図面		

参 考 計 画	公 園 施 設 計 画	告示第	号
	計 画 規 制 計 画	年 月 日	年 月 日
事 項	公 園 事 業 者 (予 定)		
	工 種		
	備 考		

(改正案)

添付図面

(区域を定めるもの)

(位置を定めるもの)

(路線を定めるもの)

(現行)

添付図面

(区域を定めるもの)

(位置を定めるもの)

(路線を定めるもの)

(改正案)

1 決定書

(1) 公園事業の名称及び種類欄

名称は、道路等にあつては施設計画の路線名、園地等の単独施設等にあつては公園計画書記載の地名通称とする。ただし、集団施設地区にあつては、各集団施設地区の名称とする。

(2) 公園事業の位置欄

公園計画書の記載と同一とする。ただし、集団施設地区にあつては、当該集団施設地区名を地名通称又は起終点とする。

(3) 公園計画欄

施設計画の欄には、集団施設地区の場合、「集団施設地区」と記載する。

規制計画の欄には、特別保護地区、海城公園地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域の順に、該当する地域地種区分を記載する。

(4) 告示年月日及び番号欄

ア) 国定公園

規制計画の特別保護地区にあつては法第21条、海城公園地区にあつては法第22条、特別地域にあつては法第20条、普通地域にあつては法第5条、施設計画にあつては法第7条に係る告示年月日及び番号を記載する。

イ) 県立自然公園

規制計画の特別地域にあつては条例第18条、普通地域にあつては条例第4条、施設計画にあつては条例第6条に係る告示年月日及び番号を記載する。

(5) 備考欄

施設整備計画の概要を記載する。公園計画の変更に伴う形式的な整理を内容とする案件の場合は、施設整備計画の概要を記載するかわりに、「公園計画の変更に伴う整理」と記載する。

(6) 決定書の規格

大きさは、日本産業規格A4とする。

2 添付図面（決定図）

(1) 使用地図及び規格

原則として、国土地理院発行の縮尺1/25,000の地形図を使用する。規格は日本産業規格A4とするが、表示しきれない場合はA3とする。（複数枚に渡っても可）

(2) 表示方法

- ・路線を決めるものにあつては、該当路線を実線で表示し、起終点を明らかにする。集団施設地区内の道路等の枝線が多くて表示が困難な路線は、代表的な路線をもって表示する。
- ・区域を決めるものにあつては、該当区域の区域線を表示し、必要に応じてその線種を明らかにする。なお、区域面積が5ha未満のものについては、該当位置に直径10mmの円を表示することで区域線の表示に代えることができるものとする。
- ・位置を決めるものにあつては、該当位置に直径10mmの円を表示する。
- ・以上の方法で表示した公園事業の位置に事業の名称及び種類を明記する。

(現行)

1 決定書

(1) 公園事業の名称及び種類欄

名称は、道路等にあつては施設計画の名称、園地等の単独施設等にあつては公園計画書記載の地名通称とする。ただし、集団施設地区にあつては、各集団施設地区の名称とする。

(2) 公園事業の位置欄

公園計画書の記載と同一とする。ただし、集団施設地区にあつては、当該集団施設地区に係る地名通称又は起終点とする。

(3) 公園計画欄

施設計画の欄には、集団施設地区の場合、「集団施設地区」と記載する。

規制計画の欄には、特別保護地区、海城公園地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域の順に、該当する地域地種区分を記載する。

(4) 告示年月日及び番号欄

ア) 国定公園

規制計画の特別保護地区にあつては法第21条、海城公園地区にあつては法第22条、特別地域にあつては法第20条、普通地域にあつては法第5条、施設計画にあつては法第7条に係る告示年月日及び番号を記載する。

イ) 県立自然公園

規制計画の特別地域にあつては条例第18条、普通地域にあつては条例第4条、施設計画にあつては条例第6条に係る告示年月日及び番号を記載する。

(5) 備考欄

施設整備計画の概要を記載する。公園計画の変更に伴う形式的な整理を内容とする案件の場合は、施設整備計画の概要を記載するかわりに、「公園計画の変更に伴う整理」と記載する。

(6) 決定書の規格

大きさは、日本産業規格A4とする。

2 添付図面（決定図）

(1) 使用地図及び規格

原則として、国土地理院発行の縮尺1/25,000の地形図を使用する。規格はA4とするが、表示しきれない場合はA3とする。（複数枚に渡っても可）

(2) 表示方法

- ・路線を決めるものにあつては、該当路線を実線で表示し、起終点を明らかにする。集団施設地区内の道路等の枝線が多くて表示が困難な路線は、代表的な路線をもって表示する。
- ・区域を決めるものにあつては、該当区域の区域線を表示し、必要に応じてその線種を明らかにする。なお、区域面積が5ha未満のものについては、該当位置に直径10mmの円を表示することで区域線の表示に代えることができるものとする。
- ・位置を決めるものにあつては、該当位置に直径10mmの円を表示する。
- ・以上の方法で表示した公園事業の位置に事業の名称及び種類を明記する。

(改正案)

様式2については、改正箇所がないため省略。

(現行)

様式2については、改正箇所がないため省略。

(改正案)

様式3

〇〇〇〇 国定公園（県立自然公園）

事業変更書

千葉県告示第 号

年 月 日

事業	国定公園 （県立自然公園） 事業の 名称及び種類	変更前	変更後
		[〇〇]	[〇〇]
	国定公園 （県立自然公園） 事業の位置		
事項	国定公園 （県立自然公園） 事業の規模		
	添付 図 面		

参 考	公 園 計 画	施設計画	告示第 号 年 月 日
	規 制 計 画	規制計画	告示第 号 年 月 日
事 項	公園事業者（予定）		
	工 種		
	備 考	事業決定（ 年 月 日 告示第 号） の変更	

(現行)

様式3

〇〇〇〇 国定公園（県立自然公園）

事業変更書

千葉県告示第 号

年 月 日

事業	国定公園 （県立自然公園） 事業の 名称及び種類	変更前	変更後
		[〇〇]	[〇〇]
	国定公園 （県立自然公園） 事業の位置		
事項	国定公園 （県立自然公園） 事業の規模		
	添付 図 面		

参 考	公 園 計 画	施設計画	告示第 号 年 月 日
	規 制 計 画	規制計画	告示第 号 年 月 日
事 項	公園事業者（予定）		
	工 種		
	備 考	事業決定（ 年 月 日 告示第 号） の変更	

(改正案)

作成上の留意事項

1 記載方法

決定書にならって、記載する。

なお、備考欄には、施設整備の概要のほか、変更前の公園事業の決定の告示年月日及び番号も記載する。数次にわたって変更されている場合には、直前の変更に係る告示年月日及び番号を記載する。

大きさは、日本産業規格A 4 とする。

2 複数事業の統合

同一の計画で複数の公園事業の決定がなされているものを統合する等の変更を行う場合は、変更書の様式第 3—2 を使用することとする。

大きさは、日本産業規格A 3 (横) とする。

3 添付図面 (変更図)

決定書の添付図面 (決定図) にならって、作成する。

(現行)

作成上の留意事項

1 記載方法

決定書にならって、記載する。

なお、備考欄には、施設整備の概要のほか、変更前の公園事業の決定の告示年月日及び番号も記載する。数次にわたって変更されている場合には、直前の変更に係る告示年月日及び番号を記載する。

大きさは、日本工業規格A 4 とする。

2 複数事業の統合

同一の計画で複数の公園事業の決定がなされているものを統合する等の変更を行う場合は、変更書の様式第 3—2 を使用することとする。

大きさは、日本産業規格A 3 (横) とする。

3 添付図面 (変更図)

決定書の添付図面 (決定図) にならって、作成する。

(改正案)

様式3-2については、改正箇所がないため省略。

(現行)

様式3-2については、改正箇所がないため省略。